

第5回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年9月1日 午前10時00分 招集
2. 令和5年9月5日 午前10時00分 開議
3. 令和5年9月5日 午前11時42分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	代表監査委員	小 野 正 敏
総 務 課 長	和 田 直 也	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
企画財政課長	廣 瀬 和 英	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほけん課長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
会計管理者(会計課長)	加 来 隆 浩	教 育 課 長	藤 井 栄 治
監査委員事務局長	加 藤 勇 二 郎	市 民 課 長	森 永 智 保
健康増進課長	山 内 る み	まちづくり課長	石 松 昭 信
上下水道課長	竹 原 昭 典	人権啓発課長	井 野 秀 一
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	波野支所長	岩 下 勝 則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 塚 本 栄 治
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 12 号 | 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 報告第 8 号 | 令和 4 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。日程第 1、認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 12、認定第 12 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」まで 12 件を一括議題にしたいと思えます。なお、質疑については、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行うことにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 12 号までを一括議題とし、質疑につきましては、一般会計、特別会計、公営企業会計の 3 つに分けて行うことに決定いたしました。

日程第 1	認定第 1 号	令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6 号	令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 7 号	令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 8 号	令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 9 号	令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 10 号	令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 11 号	令和 4 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

いて

日程第 12 認定第 12 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（菅 敏徳君） それでは、令和 4 年度阿蘇市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（加来隆浩君） おはようございます。

ただ今一括して議題としていただきました認定第 1 号から認定第 11 号までの各会計につきまして、令和 4 年度歳入歳出決算を調整しましたので、御説明申し上げます。

認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 4 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書につきましては、紫色になりますけれども、別冊 12 となっております。認定第 11 号、令和 4 年度阿蘇市水道事業会計の決算書につきましては、別冊 13 となっております。

それでは、お手元に「令和 4 年度歳入歳出決算書（実質収支に関する調書より抜粋）」と表記のございます A4 サイズのものをお配りさせていただいております。こちらの表で御説明させていただきます。

表紙を開いていただきまして、1 ページ目の認定第 1 号、阿蘇市一般会計でございます。歳入総額 203 億 6,431 万 845 円、歳出総額 187 億 6,768 万 232 円、歳入歳出差引額は 15 億 9,663 万 613 円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が 1 億 7,304 万 4,647 円、事故繰越繰越額が 54 万 4,615 円、これらを差し引きました実質収支額は 14 億 2,304 万 1,351 円となっております。

続きまして、認定第 2 号、阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計から、認定第 10 号、阿蘇市宮地財産区特別会計までの各特別会計の歳入歳出差引額及び実質収支額につきましては、御覧いただいております一覧表のとおりでございます。

続きまして、2 ページ目をお願いいたします。認定第 11 号、阿蘇市水道事業会計でございます。

まず、収益的収支につきましては、収益的収入 4 億 7,092 万 2,350 円、収益的支出 4 億 4,153 万 9,754 円、当年度の純利益は 2,938 万 2,596 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入 1 億 3,071 万 4,178 円、資本的支出 2 億 8,056 万 729 円、差引額は△1 億 4,984 万 6,551 円となっております。なお、収入額が支出額に対しまして不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填しております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） ただ今の令和 4 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書から抜粋して説明されたところであります。

次に、病院事業会計の令和 4 年度決算について、阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 12 号、令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について、御報告させていただきます。資料は、別冊 14 の決算書を御覧いただきたいと思ひます。

まず、収益的収支につきましては、決算書の 6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思ひます。こちらの財務諸表の損益計算書で御説明いたします。6 ページから 7 ページまでにかけての数字の記載が縦に 3 列あると思ひますけれども、真ん中の数字になります。6 ページの 1 の医業収益が合計額としまして 16 億 3,815 万 5,005 円、それから 2 の医業費用の合計額が 25 億 1,056 万 9,336 円、差引きの医業収支、損失になりますけれども、こちらが△8 億 7,241 万 4,331 円となっております。

次に、3 の医業外収益の合計額ですけれども、10 億 8,940 万 2,427 円、下の 7 ページですけれども、4 の医業外費用の合計額が 1 億 4,439 万 376 円となっております。先ほどの医業損失にこの医業外収益差引額を加えましたのが経常収支になりまして、利益としまして、一番右側になりますけれども、7,259 万 7,720 円となっております。結果としまして、7 ページ、一番右側の欄の下から 3 行目の数字になりますけれども、当年度純利益としまして 7,489 万 879 円の黒字ということで、当年度未処理欠損金は 14 億 4,965 万 673 円で前年度より若干減少ということで計上させていただいております。

続きまして、資本的収支につきましては、ページを戻りますけれども、4 ページ、5 ページを御覧いただければと思ひます。4 ページの表、一番上段にあります列の右から 3 列目、決算額の欄の数字になりますが、資本的収入が税込みで 1 億 9,652 万 4,000 円、次の下の 5 ページですけれども、一番上の段の決算額の欄の資本的支出が税込みで 3 億 2,440 万 7,729 円となりました。差引額の処理につきましては、表の下に※印で記載させていただいておりますけれども、収入が支出に対して不足する額 1 億 2,788 万 3,729 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填させていただいております。

以上の経営の状況につきまして、詳細は 13 ページから 15 ページで報告しておりますので、まず 13 ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、概況でございます。稼働状況につきましては、入院が令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症陽性患者の受入れのため、感染症病床のある 4 階の一般病床、こちらが 36 床ございますけれども、これを空床化していた影響、さらにはコロナの第 7 波、第 8 波の感染拡大で院内クラスターも発生し、入院制限の対応をせざるを得なかったこと等もございまして、年間入院患者数が 1 万 9,534 人で、前年度に比べると 2,211 人の減、およそ 10%の減となっております。また、コロナ禍以前に比べて 3 割ほど減少した状態が続いている状況でございます。一方、外来につきましては、コロナの発熱外来の受診者の増加、それから皮膚科診療の再開等によりまして、年間外来患者数が 6 万 3,193 人、1 日平均で大体 260.1 人となりますが、前年度に比べて 9,496 人の増ということで 17.7%の増となっております。こちらにつきましては、コロナ禍以前の来院者数を 2 年連続で上回っている状況でございます。

医業収益の合計につきましては、コロナの感染拡大による入院制限もございまして、入院収益は減となりましたものの、外来収益の増によりまして、前年度比 3.6%、5,645 万 5,000

円の増の16億3,815万5,000円となっております。

続けて、14ページになりますけれども、医業費用の合計につきましては、非常勤医師の増、それから看護職員等の処遇改善に伴う給与費の増、またコロナの拡大に伴います薬剤、それから院内感染対策の用品の増加とともに、外来患者数も増加したということで材料費をはじめまして、こちらの物価高騰もあり、前年度比8.1%、1億8,716万6,000円の増としまして25億1,056万9,000円ということで増加しております。差引きの医業収支につきましては、△8億7,241万4,000円となりまして、前年度より約1億3,000万円ほど損失が増えるという結果になっております。病院経営につきましては、医業収益の増加及び第二種感染症指定医療機関としまして令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症陽性患者のための医療提供体制の整備を進めてまいりまして、併せてコロナ確保病床の増床を昨年度は最大確保病床が6床から9床に引上げという形で対応を行いましたので、新型コロナ重点医療機関となっていることに伴います補助金、いわゆる空床化補助金という部分でございますが、この費用が空床確保支援事業分として4億6,533万4,000円を受けることができましたので、単年度経常収支につきましては約7,489万1,000円の黒字が計上できております。

最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけにつきましては5類感染症ということで移行しておりますけれども、現在も多くの陽性患者の隔離入院等の対応を継続しております。この状況につきましては、本日、議員の皆様方の机に配付をさせていただいております2枚のグラフの資料になりますけれども、1枚目はこれまでのコロナの入院患者の推移でございます。市町村別、それから年代別に円グラフで表しております。それから、2枚目は、最近の2か月の発熱外来の受診状況が上段、下段が入院の患者さんの状況をお示ししております、いわゆる第9波が続いている状況でございます。

今後も公立病院としまして社会的使命を果たすために感染症の防止対策を徹底してまいりまして、市民の皆様が安心・安全な医療を継続して提供できるよう、従業員一丸となって取り組んでまいります。経営面につきましては、入院病床稼働率の向上、それから外来収益の増、また多職種による各種診療報酬加算の取得を図りまして、病院費用削減対策としまして管理経費の節減、材料費の単価見直し、そういったところにも取組を進め、健全経営となるように運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、令和4年度の決算報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、令和4年度阿蘇市一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） おはようございます。

私は、別冊16により説明いたします。令和4年度阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、基金運用状況審査意見書です。

まず、審査の概要です。令和4年度一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、書類等、次に、阿蘇山観光事業特別会計、下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業

特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、坂梨財産区特別会計、古城財産区特別会計、中通財産区特別会計、宮地財産区特別会計、以上です。それから、審査の期間は、本年7月3日から8月17日まで。審査の方法としましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について関係法令に準拠して作成されているかを踏まえ、これらの計数の正確性を確認するため、関係諸帳簿、その他書類等の検査を行いました。

次の2ページですけれど、審査の結果、令和4年度阿蘇市一般会計及び阿蘇市特別会計歳入歳出決算は、以下のとおりです。審査に付した各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他書類と照査した結果、決算は計数的に正確であり、また予算の執行及び出納に関連する事務の処理は適正に処理されているものと認められました。

時間の都合上、省略します。4ページを開いてください。昨年質問がありました財務分析指標の実質収支比率です。昨年が13%でした。本年は14.2%になっております。数字としましては、標準財政規模100億円に対しての実質収支は14億円、昨年が標準財政規模は102億円に対しての13億円でした。ただし、これにつきましては、地方自治法上、剰余金は翌年度の歳入に全額編入ということですので、株式会社等配当金とか、そういう社外流出みたいな形で行われることはありません。それから、剰余金につきましては、例えば財政法であれば国債の償還とか、そういうことが2年度にわたって行われるようになっていきますけれども、地方自治においては地方財政法というのがあります、剰余金のうち2分の1超については翌々年度までに地方債の繰上償還、もしくは財政法には規定はありませんが、積立金に計上することができるという規定がありますので、ちなみにですけれども、前の3ページの下の方に起債の残高の状況がありますが、令和3年度の現在高が289億円に対して、令和4年度末が282億円、6億6,000万円ほどのマイナスになっております。それから、基金につきましても、後ほどまた触れますが財政調整基金が17億円に今期2億円積み増しして、現状19億円になっております。

次に、7ページ、自主財源と依存財源構成比というのがあります。表4、一般会計、上のほうが自主財源になっておりまして、令和3年度の自主財源が28.2%から、令和4年度は29.1%になっております。ちなみに、令和2年度は23%でしたので、自主財源が徐々に増加しているものと思われれます。このことは、政策にフリーハンド面が増えてくるということになります。

それから、特別会計、17ページ以降です。17ページが阿蘇山観光事業特別会計ですけれども、令和4年度は収支がプラマイゼロです。それ以外の特別会計については、すべて収支はプラスになっております。

それから、先ほど申し上げました基金については、30ページ、一番下を書いてあります。

(3) 基金です。財政調整基金、令和3年度現在高17億4,700万円、令和4年度の増減額ということで2億円、令和4年度の現在高が19億円になります。これ以外に真ん中ぐらいに教育施設整備基金というのが3億円積み増してありますけれども、阿蘇小学校の体育館の関

係もあるので、この金額はどのようになるか今のところ分かっておりませんが、46 億円から 50 億円に最終的には基金の積み増しによりまして 3 億 6,200 万円ほど令和 4 年度の現在高は増加しております。

以上で特別会計は終わりました、次に企業会計に入ります。

35 ページです。令和 4 年度阿蘇公営企業決算審査意見書になります。地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 4 年度阿蘇市水道事業、阿蘇市病院事業の決算について審査しました。

審査の概要です。令和 4 年度阿蘇市水道事業決算、令和 4 年度阿蘇市病院事業決算。審査の期間は、本年 7 月 3 日から 8 月 17 日まで。審査の方法としては、提出された決算書、その他関係書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、水道事業、病院事業の経営成績、財政状態が適正に表示されているかを審査するとともに、関係職員の説明を求め、公営企業の経営が経済的及び合理的かつ効率的に運営されているかの審査を行いました。審査の結果、審査に付された決算書及び財務諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、決算指標の計数は正確であり、かつ経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

次に、36 ページ、水道事業関係です。これは、消費税込みの金額ですけれども、具体的には 38 ページに事業の概況としまして表 5 です。区分、年間配水量、1 月平均配水量、年間給水量、1 月平均給水量、これはいずれも令和 3 年度を上回っております。ただし、次の年間湧水率というのが令和 3 年度の 75.1%から 74.3%に 0.8%落ちていきますので、ここら辺は漏水関係を中心に検討していただきたいと思えます。

次に、病院事業会計に入ります。病院事業会計、数字面で 45 ページをお願いします。45 ページ、表 2、経営の状況。令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度を比較してありますけれども、当期純損益というのが上から 4 番目にあります。令和 2 年度が 4 億 5,800 万円、令和 3 年度が 5 億 1,200 万円、令和 4 年度が 7,400 万円で、その次の次ですが、当年度末処理欠損金、令和 2 年度が 20 億 3,600 万円、ちなみにその前の令和元年度は 24 億 9,500 万円でした。令和 3 年度が 15 億 2,400 万円、令和 4 年度が 10 億 4,900 万円。欠損については徐々に少なくなってきておりますけれども、令和 4 年度の最終利益が 7,400 万円ということで、単純計算しますと 7,400 万円欠損が少なくなっております。

次に、49 ページに経営の状況、比較損益計算書、収入という表 7 ですけれども、2 の医業外収益の③に補助金というのがあります。令和 2 年度が 10 億 5,900 万円、令和 3 年度が 9 億 700 万円、令和 4 年度が 5 億 2,300 万円、これはコロナに関するものですが、補助金が徐々に少なくなってきております。これも関連してかどうかは分かりませんが、最終利益がぐっと令和 4 年度は少なくなっている状況ですので、これにつきましてはコロナが補助金に直接連動していないかもしれませんが、補助金がコロナに附随したものだと思われるので、今後、補助金が恐らく少なくなってくると、じゃあ、病院経営はどうすればいいかということで、人件費と経費が少なくならなければ増収を検討していかなければいけないかと思っております。

それから、一番最後の 56 ページです。令和 4 年度阿蘇市基金運用状況審査。本市には地方自治法第 241 条第 1 項の規定による定額の資金を運用するための基金は設けられていない。第 241 条第 1 項は、前段は基金の規定です。そして、後段に定額の資金を運用するための基金というのがありますけれども、定額の資金を運用するための基金は設けられていないことによって、同条第 5 項による審査は実施しておりません。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 代表監査委員、ありがとうございました。

これより令和 4 年度阿蘇市一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び審査意見についての質疑を行います。この議題への質疑は、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて、順に質疑を行います。また、議題となります認定第 1 号から認定第 12 号までは各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

最初に、認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番の市原ですけれども、決算書をずっと配付されてから見ていまして、例年とあまり変わらないという状況で見てきたんですけれども、1 点だけ決算書、紫色の 61 ページ、ここで雑入の弁償金、収入未済額が 980 万円余りになっていますが、何があるのかということで疑問に思っています。この説明を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） ただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

合併前、旧波野村の時代に波野診療所において住民の指摘から、診療所の窓口で支払ったお金について、会計の受入れが確認できないということから用途不明金が発覚しております。この分につきまして、当時の会計担当職員が不明金の一部について着服を認めておりまして、刑事罰を受けまして収監されていたところでございます。この分の弁償金が今もずっと継続して支払いをされておりますので、その分を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 内容的には分かりますが、これはその弁償金ということで、あと 900 万円あります。あと何年かかるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） この件につきましては、本人に催促はかけておりますけれども、なかなか生活のこともありまして、今、年間 12 万円ほどしか回収ができていない状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 年間 12 万円というのはここに出ていますから分かりますけれども、900 万円を 12 万円で割ると何年かかるかということです。その間に職員さんが退職されて、頑張っておられるのは分かります。生活があるのも分かりますが、どこかで切りをつけて、

片づけるべきではないですか。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） 今回の使途不明金につきましては、今後の取扱いが非常に難しい案件でありまして、当面は対応を継続していく中で当時関係しました職員の意見も聴取しながら理解が得られれば放棄に向けた取組も進めていくべきかと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今の件、若干補足をさせていただきます。

この使途不明金については、本人の弁済はもちろん、当時の旧波野村の職員の方々も、多い方は結構な額をお支払いされております。当の本人について弁済を免除する、そういった御意見でありますけれども、やはりその当時の職員として、管理職として、管理者として弁済をした、実際お金を払った方もおられますので、その人たちのお気持ちを考えると、ああ、そうですか、じゃあ、なしにしましょう、そういったことは今現在ではできないような状況です。今後は、そういった職員であって弁済をした方の意見の聴取あたりを踏まえた中で対応を協議していく必要がある、そういうふうに認識をしております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 一般会計の決算について質問いたします。

まず、今、会計課から説明があった歳入歳出決算書の内容ですが、実質収支は出ていますけれど、できれば実質単年度収支も出していただきたいと思えます。

それで、質問いたします。今回実質収支が 14 億円ありますが、令和 4 年度の実質単年度収支は幾らか、過去 5 年間で分かるならば、通告していないので分からないならいいですけど、分かるなら御答弁をお願いいたします。

2 問目としまして紫色の決算書の 77 ページの委託料に個別外部監査請求委託料と顧問弁護士委託料といろいろ弁護士料がありますが、その中で弁護士委託料、顧問弁護士委託料が昨年と同じ金額で決裁されています。この弁護士は途中解任されたと聞いたんですが、議会に説明がありませんけれど、どういう状況になっているのか、御説明をお願いいたします。

それと、3 問目としまして下から 2 行目の弁護士委託料 362 万 3,000 円、これは議会運営委員長として臨時議会を開いて議会にかけてほしいという要請をしましたが、議会にかけられず、専決もされず、議会において報告もなかったということで、本当に時間がなかったのか疑問に思うところであります。これらが顧問弁護士との調整で時間がなかったということですけども、顧問弁護士からこれらの弁護士を紹介されたのはいつで、契約したのはいつか、それについて質問いたします。

○議長（菅 敏徳君） 会計課長。

○会計課長（加来隆浩君） 今の御質問にお答えいたします。

単年度の収支でございますけれども、こちらは、最初に御説明申し上げましたとおり、歳

入から歳出を差し引きました単純な差引額につきましては15億9,663万613円でございます。なお、過去の5年間分につきましては、申し訳ございません、今、資料を持ち合わせておりません。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 実質単年度収支ということで約1億円弱になります。黒字です。これまでの5年間分については、すみません、資料がございません。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 弁護士費用の関係の御質問にお答えさせていただきます。

まず、顧問弁護士の関係ですけれども、顧問弁護士につきましては平成23年度から山下弁護士と顧問契約をこれまで締結してまいりました。今年4月に入りまして弁護士事務所から連絡がありまして、体調を崩され長期療養をする必要があるということがございまして、そうなりますと市の法的な相談あたりが全くできない状況になってしまうということになりますので、山下法律事務所と話し合いをしまして、かなり療養も長期に及ぶという関係もございまして、4月末日をもって顧問契約を解除させていただきました。

現在は、顧問弁護士が不在という状況になっているところでございます。顧問弁護士が不在であるという状況にはいろいろと問題点もあるんですが、業務上におきます法律相談につきましては、労働案件に強い弁護士、人権に強い弁護士、行政関係に強い弁護士とか、様々にいらっしゃいます。そういった専門ごとに特化した弁護士で対応することが現時点では適正であり、合理的であるかというところで、現在のところは、市内部の様々な法律相談がございまして、例えば市民課の関係で相談がある場合であればそういった市民サービスに特化した法律相談を専門にされている弁護士の先生を紹介して大体一般的には30分当たり5,000円程度の相談料を取られるかと思っておりますけれども、そういった形で現状は対応しているところでございます。ただ今、阿蘇市の現状としましては法律上の問題でいろいろと争いごとが起こっている状況はございませんので、当面の間はこのままの状態でも顧問弁護士不在という状況で進めさせていただきたいと思っております。今後、相談案件も増加するとか、あと新たな訴訟等が発生したという状況であれば、改めてそこで顧問弁護士の選任について検討していきたいと考えております。

次に、弁護士委託料で362万3,000円を計上しております住民訴訟の関係の御説明ですが、これについては、先ほど谷崎議員からありましたように臨時議会を開くべきではなかったかというお話であります。これについては、昨年度も御説明をさせていただいたところではございますけれども、具体的な日にちを申しますと、現在の住民訴訟が昨年4月25日に訴状が届いております。その訴状の中には、まず6月1日を口頭弁論期日にするということで、これは口頭弁論期日としてこちらの担当が出頭を裁判所にしなければならないと、その前の5月25日に併せて答弁書を提出しなさいという訴状の内容でございました。これは裁判所から出されたものですが、訴状の4月25日受理から答弁書の提出まで約1か月の期間しかございません。このことにつきましては、当時の顧問弁護士の山下弁護士に相談をしましたところ、山下弁護士がお受けできないという話がございました。山下先生に

は4月29日に協議をさせていただきました。その際に山下弁護士から、後任の今回の住民訴訟の代理人弁護士としましては、行政事件に精通し、行政訴訟、県内の市の住民訴訟を担当して豊富な経験・実績を持つ県内の現在の代理人でありますけれども、森高・吉見法律事務所のお二方の先生を推薦されました。この代理人弁護士については実績等も多く有している状況もございまして、阿蘇市としましてはこのお二方の弁護士の先生を今回の住民訴訟の代理人弁護士として選任をしたところでございます。新しく選任された弁護士につきましては、前裁判になります畜産クラスター事件の内容は全く御存じない状況でございます。1か月しか時間の猶予がない中で膨大な量の畜産クラスター事件の内容を読み込んだ上で阿蘇市とも打合せ等を行いながら答弁書を作成しなければならないという非常にスケジュール的にはタイトな状況でございました。こういう中では臨時議会を開いて予算までを議決することまではなかなかかなわない状況であったというところでございます。実際上は、こういった訴訟を起こされた場合には、まずは前提として予算的な部分での担保が必要であるかと思えます。予算がない中でなかなか代理人弁護士を探すということは非常に予算と業務のバランスが取れない状況にございますので、速やかにやはり予算を付けてから行動を起こすということが実際前提としてあると思えますので、今回についてはそういったスケジュール上非常に厳しい状況があったというところで、今回の弁護士委託料については臨時議会を開けなかったという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） まず、1問目の実質収支について実質単年度収支ですね、大体決算というのは1年1年がどうだったかというのを見るのが決算なので、実質的な単年度の収支というのは出していただきたいと思えます。実質収支というのはずっと前からの繰越しの積み重ねなので、確かに黒字で残ったとしても、前年度が大幅な黒字があったらいろいろ単年度で赤字が出たとしても黒字で出てきますので、それは御理解いただけると思えますので、遡って見ると、どこかの年で実質単年度収支が赤字になっている部分もありますので、私ももう一回検証してみたいと思えます。

それで、実質収支が実際のところ、今、監査からも報告はありましたが、多すぎるというのが私の感想です。株式会社のように配当はないということを言われましたが、税金というのは目的を持って必要性があるから市民から無理を言って集めている場合もあります。そういった中できちんと使われなければいけません。そういった意味では余ったなら返せという話になりますので、税金還付という話が出ないようにきちんと効率的に使っていただきたいと思えます。お金がたまっていくのはいいことですけれども、現在、実質収支で14億円あって、財政調整基金が19億円、早期健全化比率が換算すると13億円、合わせると50億円ぐらい現金的に動かせる余裕があります。それと、一時借入金を入れれば80億円ぐらいになりますので、そういうあまり緊縮財政という感じでやらなくて、コロナで経済も傷んでいきますので、使うべきところは使っていただきたいと、そのように思えます。それについて所見を述べていただきたいと思えます。

次、顧問弁護士委託料については、令和5年の4月ですか。今回の決算には関係ないとい

うことでよろしいですか。分かりました。これについても、後で重要な報告ですので、機会を見つけて報告していただきたかったと思います。

77 ページ、先ほど言いました住民訴訟の裁判の件ですが、予算措置しながらやらないといけなかったということですが、予算措置は結局予備費で出すということになったんだったら、最初から私が議会を申し込んだときに予備費でやりますと言えばよかったと思うんですけど、そのときは予備費という話は全然出てこなかったですよ。それはいいとして、本当のところはどうなのかということを知りたいです。大体私も2月ぐらいには弁護士3人立てるとかいう話は聞いております。その動きが2月ぐらいからあっているのはいろいろ聞くとあるみたいですね。それで、3人立てると言われていて、急に外部監査請求があつて、1人減って、2人になっているというのが現状だと私はそういうふうに思っていましたけれども、契約が顧問弁護士から紹介されたのが4月29日と言われるのであるならば、一見時間がなさそうに見えますが、本当だったらですね。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎議員、簡潔にお願いします。

○17番（谷崎利浩君） すみません、3月1日に訴訟が起こっていますので、それも報道されていますので、そのときから準備すれば議会にかけるだけの弁護士とのやり取りの準備ができたのではないかと、そのように思いますので、時間的余裕がなかったというのではないかと思います。それについて御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 実際訴状というのは裁判所から市役所に来てからがスタートになります。3月1日に損害賠償履行請求事件ということで熊本地方裁判所に訴状を出されております。そこで裁判所の中で審議をされて、結果的に阿蘇市役所に訴状が到達したのが4月25日です。ここで2か月かかっております。私どもとしましても、いくら訴状を出された、報道等もあっております。しかしながら、実際裁判所からの通知を見ないと、何がどうなっているのか全然分かりませんし、じゃあ、そこで予算を組もうとしても組みようがない、そうやってきます。そういったこともありますので、まず4月25日、訴状が到達しましたので、その訴状を確認、そして5月25日に答弁書提出と書いてありましたので、1か月以内の提出、ちょうど4月29日は休みでありました。出てきて、山下先生にもお願いして、内部でも日にちがない。5月の連休を挟む。総務課長が言いましたように、莫大な膨大なクラスター裁判の資料を読み込む必要がある。臨時議会を行うにもやはり議運を開いて、まず予算を決める。そして、予算を決める前に弁護士を決める。そして、予算を取る。そうやってくると、連休開けて、議運を開く。そして、1週間後に臨時議会を開く。そうやってしまうと、残りの日にちというのは10日なくなります。市としても、やはり十分な資料を作成するために、やむを得ず予算確保については予備費で対応して、25日の答弁書の提出、そして6月1日の第1回目の口頭弁論に臨んだところでございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君、3回目です。

○17番（谷崎利浩君） そうおっしゃいますけれども、それは執行部の見解でありまして、

長年もう何年もかかった3年間分の訴状を読み込むのに時間が足りないとおっしゃるかもしれませんが、3月1日に訴訟されたことは分かっていますので、事前準備はできたはずで、事前準備ができて、外部監査請求の顧問も決まったりとかしているわけですから、そのときから相談はできたはずですので、私は準備不足で議会にかけられなかったと、そういうふうに理解します。

大津町では臨時議会を開いております。大津町の場合は、もともと分からない内容で訴訟を受けて、突然の裁判でした。そういう場合でも臨時議会を開きまして、このときは組替え動議ですね、組替えの内容ということで予備費で使って総務費に充てる款から款への移動について議会に諮っております。臨時議会で弁護士費用を予備費で出すので対応して間に合わなかったとしても、予備費から決算は総務費になっています。科目を款を越えて組み替えています。それに対してはきちんと議会に諮ってやるべきではないかと思えます。大津町はやっております。

議会に議案を出すということは、議員に諮るだけではなくて、市民に周知する意味もございまして、それを通さないと市民もなかなか分かりません。議会を通して議事録を公開しなければ市民も分かりませんので、議員のバックに市民もいるということを軽視されたのではないかと、そのように思いますが、それについて御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 実際の津町の案件がどういった内容であったか、訴状が届いてから、実際答弁書なり何なりを出すまでの期日がどういった日程だったのか、そこがはっきり分かりませんので、この場では、市として、じゃあ、津町に倣ってやりますとか、やりませんかとか、そういったことは責任ある立場としては言えない状況であることを御理解いただきたいと思います。

なお、今、情報をいただきましたので、津町にも手順、流れあたりをいま一度確認だけはさせていただきたい、そういうふうに考えます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、認定第2号「令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「令和4年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの特別会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、認定第 2 号から認定第 10 号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第 11 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」及び認定第 12 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までの公営企業会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番議員、竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） 4 番、竹原真理子です。

病院業務のことですけれど、別冊 14、6 ページです。収益が 16 億円ございます。次、10 ページの下から流動資産の 2 の未収金、これが 6 億 3,000 万円ということで計上されておりますけれども、収益が 16 億円に対して未収金が 6 億円というのはちょっと大きいんじゃないかということで、これは 100% 近く回収できる金額なのでしょうか。去年は、私、存じ上げませんけれども、これは単年度にすればどのくらいの金額になるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ただ今の質問でございますけれども、10 ページの未収金の額が 6 億円以上あるということになっておりまして、こちらは去年は谷崎議員からも御質問いただいたところですが、病院の会計の処理上、2 月、3 月に受診された方々についての、いわゆる診療報酬というもので社会保険であったり国民健康保険であったり、そういったところに入られている保険機関から入ってくるということにつきましては、当該月の分を、例えば今の 8 月分の受診に来られました、その方の分については翌月 9 月 10 日までに締めまして、それを保険機関へお出しする。そうすると、それに対する診療報酬というのは 10 月中に入ってくるということになりますので、この会計年度の関係で 2 月分、3 月分、こちらの、いわゆる保険者が負担する分ですね、受診者ではなくて、保険のほうで負担される分がどうしても未納として計上せざるを得ないというところでございます。その金額というのが令和 5 年 3 月末でいきますとおよそ 2 億 6,835 万 9,860 円あるということでございます。それから、各種の補助金がございます。空床化の補助金ですとか、国・県からの補助金がございます。国・県は一般会計の出納閉鎖期間の間に令和 4 年度中の分が入ってくるということもございまして、当該私どもはかかった費用については 3 月までの経費、それを補助金として 4 月、5 月に入ってくる分があるということに関します経費につきましては合計で 3 億 3,418 万 7,652 円ということで、そちらの金額のほうが大きく、およそ 6 億円はそういった金額が占めているということでございます。これ以外の金額としましてほかのところからも入るということで、実質保険者さん、受診者さんからの未収金についてはほぼほぼ回収ができていますということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） 今の説明で概ね分かりましたけれど、俗に言う、踏み倒しとかいうのはあまりありませんか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） いわゆる過年度、これまでも未納となっておられる方々のことをおっしゃっているのかというところでございますけれども、少なからずその方はおられるということで、一昨年度までの状況で見ますと 0.4%、年間 10 人程度はまだその年度内に納めることができないという方はいらっしゃるという状況です。その分については催促をしていくということであつたり、弁護士法人とかに回収を委託するとかいうことで対応している状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 3 番議員の菊池でございます。

今の続きで教えていただきたいんですが、8 月受診の場合の関係で医療報酬の分が翌々月に入るという話で流れを聞きました。ちなみに、この分については令和 4 年度ということになりますので、3 月診療した分については多分 5 月に診療報酬が入ってくるんじゃないかと思うんです。それから請求をかけるのかという流れを教えてくださいませんか。請求をかけた場合に納期というんですか、いつまでに納めなさいという期限は何か月で区切っているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 先ほどの保険の関係の会社さんに関しましては、いわゆる窓口で支払う分ではない部分になりますので、それをいついつまでという形ではなく、先ほど申しあげましたように翌月 10 日で締めたものが翌々月末までに入ってくるという流れになります。それ以外の個人さんが窓口で負担される分については当該窓口で支払いが発生する部分でございますので、そちらは速やかにお支払いくださいということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 菊池でございます。

医療報酬が入ってくる翌々月ということは、3 月の場合、5 月ですね。でも、今、決算の分は 9 月なんですね。9 月ということは、その分が、例えば診療報酬だけですよということであれば、この数字はないのではないかと思うんです。違いますか。よく分かりません。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） すみません、あくまでも 4 月から翌年 3 月までの会計年度の決算書という形で出させていただいておりますものを今回 9 月で議会に報告するという形でございますので、3 月までの状況がどうであったかということをお示ししているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 分かりました。その分については、結果的に未収金じゃないということになるということでよろしいですか。そういう理解でいいですか。それであれば結構でございます。

○議長（菅 敏徳君） 説明はいいですか。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） すみません、もう1点大事なことをお伝えしなければなりません。一般会計等につきましては、3月までかかった分につきましてはの4月、5月ということで出納整理期間というものがございます。ですから、一般会計につきましては、その間にお金が入ってきたものについては当該令和4年度分の収入として認められるものがございます。ところが、企業会計につきましては、出納整理期間というものがございませんので、3月末までに幾らの状況であるか、3月末に未収金としてあるものがどうであるかという会計の制度になっているというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 17番、谷崎です。

6ページの他会計負担金、資本的収支にも一般会計からの負担金があると思いますけれども、この負担金について交付税措置分を引いた一般財源から出ている金額は幾らぐらいか分かりますでしょうか。

それと、同じ6ページ、医業損失が8億7,000万円まで上っております。大体5億円ぐらいの医業損失だったと思うんですけど、8億円ぐらいまで増えています。これはコロナの影響でという説明がございましたので大体理解できるんですが、補助金が減っている関係上、決算も大分黒字が減ってきております。将来に向けてどのように医業収益を上げていくのか、それについての見込み、もくろみなどがございましたら御説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 最初の質問でございますが、一般会計から病院会計に繰出基準内として繰り出している金額に対しては概ね交付税が7割ほど算入されておりますので、一般財源が約3割程度と考えております。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 医業損失の8億7,000万円ということで膨らんでおりますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、やはり物価高という影響も受けているということと、コロナの中でコロナの対応のため、いわゆる防護服でありますとか、そういったところが普段必要になっていないような経費が多くかかっているところが原因としてあるというところでございます。

それから、将来的なところに向けてというところでございますが、いわゆる今回も空床化補助金という形で入ってきている中で黒字が7,000万円という状況が迎えられているということは、いわゆる空床部分を埋めてしまえば黒字になるということは見えると、単純に言えば、そういったところがあるというところでございますので、いわゆる病床の稼働率を上げるという取組、ほかの医療機関との連携によります紹介、逆紹介というところを上げていきます取組ですとか、診療報酬の加算制度、そういったところにつきましても、お医者さんだけではなくて、薬剤師であったりリハビリの職員であったり看護師であったり、いろいろな加

算制度、そういったものも取り漏れがないように新たな加算も取れるような体制も進めていくということも計画しております。また、昨日の中でもお話があった入院算定の方式につきまして、今までの出来高の算定方式からDPCということで包括算定方式での対応も今年度準備を進めております。そういったところでの報酬をきちんと経営に反映できるように取組を進めておりまして、そういったところが確保できれば黒字にもっていけるのではないかとということで職員全体一丸となって取組を進めている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 一般財源から 3 割程度ということですが、交付税措置なので計算が変わってくるかと私は思っております。

それと、今後の経営について黒字化、黒字にならなくても減価償却費レベルでの赤字ぐらゐなら何とかいけるのではないかと考えていますので、回答の中に医師を増やして収益を上げることがありませんでしたが、常任医師についてはこの体制で大体黒字か、あるいは赤黒トントンでやっていけるレベルであると、そういうふう認識してよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 医師の確保につきましては、病院開所当初から計画していた医師の数というのは 15 人ということでございます。今現在、院長が病院事業者も兼ねておりまして、それを含んで 12 人という状況でございます。本日も甲斐院長は大学病院あたりと来年度の医師の確保に向けて足を運んでいる状況でございますけれども、引き続きいろんな診療科についてのこの科を増やしてくれというお声もいただいております。そういったところの対応もしていくということで、そういった医師の確保と併せて経営が改善できればと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君、3 回目です。

○17 番（谷崎利浩君） 今の答弁で気になったところがございますが、甲斐院長の負担が大きすぎるんじゃないかと常々思っております。医師の皆様方で甲斐院長を支える体制をつくっていただきたいと思っております。以前コロナにかかったときに診察に行ったら甲斐院長が診察されていて、なかなか検査で回ってくる医師も少ないということをおっしゃっていましたので、こういうこともされているのかと思うと甲斐院長に対する負担が大きいのじゃないかと心配しているところでございます。そういったのも含めて頑張りたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ありがとうございます。本年度からは脳神経外科の医師も甲斐院長ともう 1 人常勤医師を増やしまして対応いただいているということで、御本人の負担も若干軽くなっているのではないかとところでございます。今、ありがたいお言葉をいただきました。医師の働き方改革ということも言われておりまして、院長もそういったところも含めて対応を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、認定第 11 号及び認定第 12 号の質疑を終

わります。

**日程第 13 報告第 8 号 令和 4 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、報告第 8 号「令和 4 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

議案書の 9 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 8 号、令和 4 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

初めに、下の提案理由ですが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づきまして、令和 4 年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

詳細につきましては、まず上の表、健全化判断比率の 4 指標を見ていただきたいと思います。

最初に、表の 1 行目、実質赤字比率ですが、最も主要な会計であります一般会計等に生じている赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものでございまして、阿蘇市の場合は、赤字は出ておりませんので、こちらの比率については該当ありません。

次に、2 行目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計のほか、病院、水道など公営企業会計を含め、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表すものでございまして、こちらにつきましても同様に阿蘇市では連結後も赤字は出ておりませんので、該当はございません。

次に、3 行目の実質公債費比率でございます。この比率は、借入金の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものになります。令和 4 年度決算では 8.5%であり、前年度から 0.4%の微増となっております。増加の要因としましては、平成 28 年熊本地震関連事業及び学校施設空調設備事業等に係る借入金の元金償還が始まったことなどが挙げられます。

次に、その下の 4 行目、将来負担比率になりますが、令和 4 年度決算では 52.9%でございまして、5.5%の増加となっております。増加要因としましては、地方債現在高は約 4 億円減少いたしました。標準財政規模が約 2 億円減少したこと、また起債残高の減少によりまして基準財政需要額算入見込額が減少したことなどに伴い、将来負担比率が増加したものであります。なお、数値については、すべて早期健全化基準の範囲内で推移しております。

続きまして、下の表、資金不足比率につきましては、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計のいずれも資金不足が出ておりませんので、該当はございません。

報告は以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 別冊 17 で説明いたします。令和 4 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書についてです。

審査の概要につきましては、1 ページ、財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果です。この枠の中に 1 から 4 までありますけれども、実質赤字比率は、先ほども説明しましたように、実質黒字で 10 億円出ていますので、該当いたしません。それから、連結赤字比率につきましても、一般会計、特別会計及び企業会計、いずれも収支はプラスですので、赤字比率には該当いたしません。それから、実質公債費比率は 8.5%になっていますが、これにつきましては 2 ページを御覧ください。③実質公債費比率について、令和 2 年度から令和 4 年度までの数字です。令和 4 年度は 9.08761%になっておりますが、先ほど企画財政課長から説明がありましたように、起債分の据置き部分から実際に償還が発生したことによるものと、標準財政規模が 102 億円から令和 4 年度は 100 億円になっています。こちら辺の数字上の兼ね合いがありまして、3 か年平均が 25.54%、平均では 8.5%で早期健全化比率の 25%には及んでおりません。それから、将来負担比率 52.9%は、次のページの④の数字です。これについても分母である標準財政規模というのが 2 億円ほど減ったのと、先ほど話がありましたように起債の分の影響がありまして 47.4%から 52.9%になっております。ただ、早期健全化比率の基準としましては 350%で、いずれも数字以下になっておりますので、この件につきましては改善を要する点はありません。

それから、4 ページです。令和 4 年度公営企業会計健全化審査意見書。審査の概要。この健全化審査は、市長から提出された水道事業、病院事業、下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載された書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果です。審査の結果は、この枠の中のとおりで水道事業、病院事業、下水道事業、いずれも収入がマイナス負債の部分よりも大きいので、いずれも該当いたしません。特に指摘する事項はございません。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 監査委員の論評の中に実質収支が 14 億円たまって、基金も 19 億円たまっていつている、さらなる財政基盤の強化を願うという趣旨の論評がありましたけれども、これは一般的な形の論評として出されたのか、それとも具体的な何かここまで到達したらいいとかいう目標があつてされたのか、そのことについてお伺いします。というのが、先ほどから何回も補正予算のときからも述べていますけれども、実質収支が 14 億円ありまし

て、今年になると財政調整基金が 21 億円になっています。早期健全化基準というのは 13.3% ぐらいですので、13 億円と考えると、一時的に使えるお金は 50 億円近くになっています。そして、一時借入金まで入れると 80 億円近く一時的に使えるようになりますので、昔みたいに地震が来て、財政調整基金が全部枯渇したという状況ではなくなってきています。そういった意味では、ためるということよりも、やはり状況に応じて使用するということが必要ではないかと思えますので、ぼちぼち変わっていてもいいのではないかと、そのように思います。それについて御質問いたします。

○議長（菅 敏徳君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 数字面では具体的に幾らというのは考えておりませんが、今、少子高齢化が叫ばれておりますけれども、後期高齢者の方の医療費あるいは少子化に伴う減収ですね、生産年齢が少なくなりますから、ということで財政としてはプラスのほうがよいのではないかと考えております。それから、地球温暖化とか、先ほどおっしゃられましたように、いろいろな災害とか、こういうのもいつどこで起きるか分かりませんので、ある程度の蓄えは必要ではないかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） それにプラスして基金も 50 億円たまってきています。十数年にわたる市政の成果であると私は評価したいと思います、そういった中で、ただコロナのことで傷んでいる産業もあるし、TSMC とかを含めてチャンスの中でもあります。投資すべきところは投資していったほうがいいのではないかと思いますので、それも一つの意見として聞いていただければと思います。御見解があれば、なければもういいです。

○議長（菅 敏徳君） 説明はないようです。

他に質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案の質疑が終わりました。各常任委員会の付託につきましては、議案第 58 号から議案第 72 号までの 15 件、認定第 1 号から認定第 12 号までの 12 件、合計 27 件を配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前 11 時 42 分 散会